

○東山キャンパス倫理審査委員会における関係部局の取扱いについて（申合せ）

（令和 4 年 7 月 21 日東山キャンパス倫理審査委員会決定）

「名古屋大学東山キャンパス関係部局における「人を対象とする研究等」の倫理に関する内規」第 1 条第 2 項および第 3 項に規定する「関係部局」について、外部委員が名古屋大学教育研究組織規程（平成 16 年度規程第 1 号）で定める組織に所属し、当該組織で人を対象とする研究が実施される場合、当該組織を「関係部局」とみなして、当該研究を審査対象として、例外的に認める。